

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人劇場演出空間技術協会（以下「本会」という。）の定款第28条に基づき、本会の理事の職務とその権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び、業務執行理事たる副会長、専務理事及び、専門の業務担当理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 定款第28条に定めるところにより、理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(一般法第90条第1項及び第2項による)

(会長の選任)

第5条 定款第27条に定めるところにより、理事会は代表理事を選任する。

(一般法第90条第1項及び第2項による)

2 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

(定款第27条第3項による)

(業務執行理事の選任)

第6条 定款第27条に定めるところにより、業務執行理事は、理事会において選任する。

2 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副会長、専務理事及び専門の業務担当理事を選任することができる。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名、専門の業務担当理事は3名以内とする。

(一般法第91条第1項第2号による)

(会長)

第7条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を統括し執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第8条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第9条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務担当理事)

第10条 専門の業務担当理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (3) 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第11条 第8条、第9条及び第10条に規定する順序については、每事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(代表理事が在任中に死亡又は所在不明になった場合の取り扱い)

第12条 代表理事が在任中に死亡し又は所在不明になった場合には、理事会を開催して新たな代表

理事を選定する。(法第 90 条第 2 項第 3 号)

第 3 章 補 則

(細 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、社員総会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

別表

理事の職務権限

決済事項	決済権者							
	会長	副会長			専務理事	業務担当理事		
		担当1	担当2	担当3		担当1	担当2	担当3
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○							
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○							
人事及び給与制度の立案に関する事	○							
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○							
国外出張に関する事	○							
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	○							
契約の締結								
1件¥100,000円以上	○							
1件¥100,000円未満					○			
1件¥50,000円未満（事業関係）		○	○	○		○	○	○
支出								
1件¥100,000円以上	○							
1件¥100,000円未満					○			
1件¥50,000円未満（事業関係）		○	○	○		○	○	○
セミナー等事業の実施に関する事		○	○	○		○	○	○
基金に関する事	○							
会費に関する事	○							
職員の教育・研修に関する事		○						
渉外に関する事				○	○			
福利厚生（役員含む）に関する事					○			
外部に対する文書発簡								
特に重要なもの	○							
重要なもの		○						
比較的重要なもの					○			
（うち事業に関するもの）		○	○	○		○	○	○
一般事務連絡					○			
（うち事業に関するもの）		○	○	○		○	○	○
理事会の招集	○							
理事会の議長	○							